

新座市放課後児童保育室保育料基準表

保護者の属する世帯の区分		保育料の額 (児童1人当たり月額)	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯		0円
C	A階層を除く市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯（市町村民税の均等割の額のみを課税世帯を含む。）	5,000円未満	3,000円
D		5,000円以上 50,400円未満	5,000円
E		50,400円以上 156,600円未満	8,000円
F		156,600円以上	12,000円

備考

- 1 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは、保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、市町村民税を課されない者である世帯をいう。
- 2 この表において、「所得割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定を適用しないで計算した額をいう。）をいい、「均等割の額」とは同法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 所得割の額を算定する場合には、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が、市町村民税の賦課期日現在において指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなすものとする。
- 4 保育料の額は、4月分から8月分までにあつては前年度分の市町村民税の所得割の額及び均等割の額により、その他の月分にあつては当該年度分の市町村民税の所得割の額及び均等割の額により算定するものとする。
- 5 C階層からF階層までの世帯において、当該世帯から児童が2人以上入室している場合の第2子以降の児童に係る保育料の額は、それぞれ当該階層に掲げる額の2分の1とする。